

答 申 第 4 号
令和 4 年 8 月 29 日

和歌山県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 尾 花 正 啓 様

和歌山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 横山 達伸

保有個人情報の外部提供の禁止の例外について（答申）

令和 4 年 8 月 19 日付け和広第 243 号で諮問があった和歌山県に対する後期高齢者医療被保険者のレセプトデータ及び健診情報に係る情報提供については、審議の結果、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号及び第 8 条第 2 項に規定する公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、次の意見を付して答申します。

【付帯意見】

- 1 個人情報の提供は、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で提供すること。
- 2 和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）のシステム間の磁気媒体によるデータ連携では、外部への情報漏えいがないように、国保連合会の関係規定を遵守し、厳格に取り扱うよう求めること。
- 3 データ提供に際しては、磁気媒体を使用し、セキュリティーの確保を講じたうえで提供すること。
- 4 和歌山県に対し、関係規定に基づいた個人情報の厳格な取扱いと管理に万全を期するよう求めること。